

認可保育所・認定こども園(保育所部分)等在園児童保育料等無償化のご案内

子ども・子育て支援法の改正に伴い、教育・保育給付認定2号・3号の児童の保育料等について無償化されることとなりました。令和元年10月からの保育料等が対象となります。

本制度の対象となる世帯・費用

□3歳・4歳・5歳(年度当初年齢)の児童について

本制度の適用により、従来の制度では保育料の中に含まれていた副食費が別に請求されることとなります。市民税の所得割の金額等により、下表のとおり副食費が免除される場合があります。

無償化の範囲

	一般世帯		要保護世帯(※1)	
市民税	所得割57,700円未満	所得割57,700円以上	所得割77,101円未満	所得割77,101円以上
保育料	無償化	無償化	無償化	無償化
副食費	免除	対象外(※2)	免除	対象外(※2)

※1 要保護世帯とは、ひとり親世帯、在宅障がい児(者)世帯のことです。

※2 小学校就学前までの子から数え、第3子以降の場合は副食費が免除されます。

□0歳・1歳・2歳(年度当初年齢)の児童について

本制度の適用を受ける児童は、市民税非課税世帯のみであり、適用を受ける児童は給食費(主食費・副食費)についても免除されます。詳細は下表のとおりです。

無償化の範囲

市民税	課税あり	非課税
保育料(※1)	従来の負担額(※2)	無償化

※1 保育料の中に給食費は含まれています。

※2 18歳未満のきょうだいがいる世帯で、当該児童が3人目以降の場合は、従来どおり無料です。

▽所得割額について

- ・所得割額は父母の合算となりますが、祖父母等(入所児童のきょうだいを含む)と世帯の別を問わず同住所かつ、父母の収入が生活保護基準(第1類+第2類+ひとり親加算)を超えない場合は、祖父母等を合算します。
- ・所得割額は、住宅借入金等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・配当控除・外国税控除・寄付金税額控除を差し引く前の額をもとに計算します。
- ・所得割額は、毎年度9月に新年度市民税に切り替えます。

必要な手続き

新規入所・入所継続の際に必要な書類を提出いただいておりますので、本制度の適用を受けるために必要な手続きはございません。

注 意 点

本改正は保育料、副食費の無償化を規定するものであり、延長保育料については対象とはなりません。

●お問合せ先●

今治市 健康福祉部 保育幼稚園課
TEL : (0898) 36-1524 (直通)